平成２１年（フ）第５８０号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番６―501号
債務者　岡本　信子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８９号
神奈川県小田原市栢山3608番地露木方、住民票上の住所神奈川県南足柄市壇下130番地８
債務者　宮崎　明美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３４号
神奈川県秦野市曽屋3602番地の５　シャルムK102号
債務者　阿部　昭男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３０２号
京都市中京区西ノ京笠殿町７番地の３
債務者　中嶋　孝志
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９７号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地11―201
債務者　梶原　佳奈
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９８号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地11―201
債務者　梶原　由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２３号
京都市伏見区久我御旅町６番地77
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１８号
京都市右京区梅津北町62番地４　ソーリーハウス101号
債務者　浦嶋　研史
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
大阪府藤井寺市野中５丁目１番18号
債務者　槇　　麻衣（旧姓鳥居本）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
大阪府高石市千代田３丁目８番27号、前住所大阪府高石市綾園６丁目22番32号
債務者　篠塚　眞澄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９５号
大阪府松原市東新町２丁目176番地の６
債務者　宮岡　眞一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７４号
大阪府柏原市堂島町４番28号
債務者　永島　智弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０６号
堺市西区浜寺石津町中４丁９番27号
債務者　金田みすず
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２０号
堺市堺区五月町３番37号　セントラルステージ502号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町４丁284番地２ルミナスN101号
債務者　大友シゲミ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２９号
大阪府松原市高見の里６丁目19番18号、住民票上の住所大阪府松原市高見の里６丁目18番４号
債務者　宮崎　　修
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２７４号
大阪府松原市岡５丁目２番34号
債務者　インテリアタナカこと　田中　健二
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９１号
大阪府藤井寺市林３丁目10番３号
債務者　三木　信弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係